



平成22年10月26日

各 位

会 社 名 株式会社 ウェストホールディングス
本社所在地 広島市西区楠木町一丁目 15 番 24 号
代 表 者 代 表 取 締 役 会 長 吉 川 隆
(コード番号:1407)

問 合 せ 先 <広島本社>
専 務 取 締 役 広島本社管理統括本部管掌
永 島 歳 久
電話番号 082-503-3900 (代表)

<東京本社>
常 務 取 締 役 東京本社管理統括本部管掌
池 田 直 人
電話番号 03-5358-5757 (代表)

定款一部変更のお知らせ

当社は平成22年10月26日開催の取締役会において、平成22年11月26日（金曜日）開催予定の定時株主総会において「定款の一部変更の件」について、付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由
ジャスダック証券取引所の大阪証券取引所との合併に伴い、名称の変更を行うものであります。
2. 変更の内容
変更の内容は、別紙の通りであります。
3. 日程
定款変更のための株主総会開催予定日 平成22年11月26日
定款変更の効力発生日(予定) 平成22年11月26日

以 上

(下線は変更部分)

現 行	変 更 案
第2章の2 A種優先株式	第2章の2 A種優先株式
<p>第11条の2 (条文省略)</p> <p>1. ～5. (条文省略)</p> <p>6. 普通株式対価の取得請求権 (転換予約権)</p> <p>(1)～(2) (条文省略)</p> <p>(3) 取得請求により交付する普通株式数の算定方法 A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数は、次のとおりとする。 (算式) A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数=A÷B A=転換請求にかかるA種優先株式1株について、(i)払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額、および(iii)払込金額相当額に当該A種転換請求日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該A種転換請求日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率6.0%の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和 B=転換価額 ①当初転換価格 当初の転換価額は、払込期日の<u>ジャスダック証券取引所</u>における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%相当額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。 ②転換価額の修正 転換価額は、毎年4月末日および10月末日(以下「修正日」という。)に、当該A種転換請求日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の<u>ジャスダック証券取引所</u>における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の90%相当額に修正されるものとし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、かかる修正後の転換価額が、40円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記6.(3)③に定める調整を受ける。)を下回った場合、下限転換価額を転換価額とし、その後本②に基づく修正は行われぬものとする。なお、上記30取引日の間に、下記6.(3)③に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記6.(3)③に準じて調整される。)</p>	<p>第11条の2 (現行どおり)</p> <p>1. ～5. (現行どおり)</p> <p>6. 普通株式対価の取得請求権 (転換予約権)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 取得請求により交付する普通株式数の算定方法 A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数は、次のとおりとする。 (算式) A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数=A÷B A=転換請求にかかるA種優先株式1株について、(i)払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額、および(iii)払込金額相当額に当該A種転換請求日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該A種転換請求日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率6.0%の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和 B=転換価額 ①当初転換価格 当初の転換価額は、払込期日の<u>大阪証券取引所</u>における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%相当額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。 ②転換価額の修正 転換価額は、毎年4月末日および10月末日(以下「修正日」という。)に、当該A種転換請求日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の<u>大阪証券取引所</u>における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の90%相当額に修正されるものとし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、かかる修正後の転換価額が、40円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記6.(3)③に定める調整を受ける。)を下回った場合、下限転換価額を転換価額とし、その後本②に基づく修正は行われぬものとする。なお、上記30取引日の間に、下記6.(3)③に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記6.(3)③に準じて調整される。)</p>

現 行	変 更 案
<p>③転換価格の調整 (イ) A種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により、転換価額を調整する。 (算式) 調整後転換価額＝A×(B+C×D÷E)÷(B+C) A＝調整前転換価額（調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう。） B＝既発行普通株式数－自己株式数（基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における発行済普通株式数から自己株式数を控除した数をいう。） C＝新発行・処分普通株式数 D＝1株あたりの払込金額・処分価額 E＝1株あたりの時価（調整後転換価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日のジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本③に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本③に準じて調整される。）</p> <p>(i)～(v) (条文省略)</p> <p>(ロ)～(ホ) (条文省略)</p> <p>(4) (条文省略)</p> <p>7. (条文省略)</p>	<p>③転換価格の調整 (イ) A種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により、転換価額を調整する。 (算式) 調整後転換価額＝A×(B+C×D÷E)÷(B+C) A＝調整前転換価額（調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう。） B＝既発行普通株式数－自己株式数（基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における発行済普通株式数から自己株式数を控除した数をいう。） C＝新発行・処分普通株式数 D＝1株あたりの払込金額・処分価額 E＝1株あたりの時価（調整後転換価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本③に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本③に準じて調整される。）</p> <p>(i)～(v) (現行どおり)</p> <p>(ロ)～(ホ) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>7. (現行どおり)</p>